物品仕様書

| No. | 項目 | 内 容 | | | |
|-----|-------|--|--|--|--|
| 1 | 契約番号 | 第 7-8 号 | | | |
| 2 | 品 名 | AED賃貸借(リース) の新品で、下記の内容を満たすもの。 | | | |
| 3 | 数 量 | 38台 | | | |
| 4 | 規格 | 別紙仕様書のとおり | | | |
| 5 | 付属品 | 別紙仕様書のとおり | | | |
| 6 | 参考銘柄 | ①日本光電株式会社 AED-3250 (キャリングバッグYC-310V、使い捨てパッドP-740シリーズ、バッテリパックSB-310 V、レスキューセットYZ-043H3) ②フクダ電子株式会社 ダイナハートFA-A1D (キャリングケース、ダイナハートAED電極バッド、バッテリパック、AED救急セット FKD) | | | |
| 7 | 同等品 | 可 (ただし、全て同一機種であること) | | | |
| 8 | 納入場所 | 市内38か所(別紙「AED設置場所一覧」のとおり) | | | |
| 9 | その他 | (1)組立・搬入・各種設定・接続等が必要な場合は、費用も含め使用可能な状態での納品を前提として見積りをお願いします。 (2)同等品での入札を希望される場合は、公告文で指定する期限までに「同等品確認申請書兼承認書」にその規格、仕様等が容易に判断できる資料(カタログ、仕様表、寸法図等)を添付して提出してください。 ※規格に変更がない後継品の場合は、申請不要です。 (3)保証期間は納入完了の日から起算して1年間とします。又この期間において材質・縫製等の不良による故障・破損等の欠陥を認めた場合、その修理は無償(部品代金も含む)で対応をお願いします。 | | | |
| 10 | 担当課·係 | こども課 子育て支援係 | | | |

AED (自動体外式除細動器) 賃貸借仕様書

- 契約方式
 賃貸借(リース)契約
- 2 品名及び数量 AED (自動体外式除細動器) 38 台
- 3 機器の規格及び付属品 別紙1「AED(自動体外式除細動器)規格表」のとおり
- 4 納入場所

別紙2「AED設置場所一覧表」のとおり(市内38か所) ※施設の移転等により、契約期間中に設置場所が変更となる場合がある。

5 賃貸借期間

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで(60か月の長期継続契約) ただし、契約期間満了後、最長2年の契約延長が可能であること。

6 納入期限

令和7年12月25日(木)午後5時まで

納入にあたっては、別紙2「AED設置場所一覧表」に記載の担当課(以下、「施設担当課」という。)と協議のうえ、日程調整すること。

7 メンテナンス・保証

契約期間中、常時、正常に使用できる状態を保ち、設置場所へ訪問する場合には、施設担当課へ連絡のうえ、日程調整を行うこと。以下は、全て落札者の負担とする。

(1) 保守点検

リモート監視により、年1回以上の点検(機器の動作確認・バッテリ容量の点検・除細動パッド等消耗品の使用期限確認)を行い、その結果を施設担当課に報告すること。ただし、リモート監視が不通になる施設に設置した機器については、現地にて同様な点検を実施し、その結果を施設担当課に報告すること。

- (2) 保守点検業務の第三者への委託 保守点検業務を第三者に委託する場合は、契約後、市にその旨の報告書を提出する こと。
- (3) 消耗品の使用期限等に伴う交換 定期消耗品のバッテリパック、電極パッド(予備パッド含む)は、使用期限前に各 設置場所で交換すること。(送付は不可)
- (4) 使用に伴う交換

機器の使用事例が発生した場合、施設担当課からの連絡に基づき速やかに設置場所で交換の必要な消耗品等を交換すること。(送付は不可)

(5) 通常の管理下及び使用での故障・破損等

破損や故障等により、本体及び付属品が使用できなくなった場合は、施設担当課からの連絡に基づき設置場所へ訪問のうえ、必要に応じて代替品の用意、機器の修理または交換等を行い、常に使用可能な状態を保つこと。

※修理を行う業者は、医療機器修理業の許可を受けていること。

- (6) 機器は保証期間が5年以上、耐用期間が8年以上のものであること
- (7) AED を使用した際に、医療機関や消防から救助データを求められた際には、リモート監視機能を活用し救助データ (心電図データ等)を提供すること。
- (8) 消防本部管理の11台については、遠隔地および常駐者不在のため持出検出 が可能な装置を取り付ける等により、収納ボックスから取り出した際に60分 以内にメールや電話等で持出情報を知らせること。ただし、リモート監視の 通信がとれている機器に限る。

8 契約期間満了後の対応

契約期間満了後の機器は返還し、機器の引き取りは、施設担当課と協議のうえ行うこと。

9 契約条件

決定した場合は、次の事項を契約書中に明記したうえで契約を締結する。

- (1) 契約書に記載する金額は、月額とし、設置場所ごとの内訳を記載する。
- (2) 契約は、地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条の17並びに糸魚川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約とする。したがって、次年度以降について、糸魚川市歳入歳出予算の当該金額の減額または削除があった場合は、当該契約を変更または解除することができること。
- (3) 糸魚川市又は賃貸者は、相手方が正当な理由なくして本契約に違反したときは、この契約を解除することができること。
- (4) 前2項の契約の解除に伴い、糸魚川市又は賃貸者は、解除の時から契約期間満了時までの契約金額に基づき、双方協議のうえ違約金を相手方に請求することができること。また、この場合、別に損害賠償の請求を妨げるものではないこと。

10 リース料の支払い

リース料は、月額払いとし、当該月のリース料を翌月初めに請求し、市は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

請求書は、施設担当課ごとに分けて発行し、その費用も含めて見積ること。

11 入札参加及び契約上の注意事項

- (1) 入札参加業者は、高度管理医療機器等販売業の許可を受けていること。
- (2) 入札参加業者が自社で貸与を行うことができない場合には、リース業者を含めた三者契約を締結することができる。この場合は、リース業者を特定し、十分な調整の上見積ることとし、入札参加申請書提出時に契約予定リース業者を報告すること。

12 入札の注意事項

入札書に記載する金額は、38台合計の月額(消費税を除く)とする。

AED(自動体外式除細動器)規格表

1 本体機能・規格

| *T* T* DZ DL 796 DL | |
|-------------------------------|---|
| 規格 | JRC(日本版)蘇生ガイドライン 2020 対応機種の新品 ・非医療従事者向け自動体外式除細動器 ・操作性が簡便であり、操作説明書は日本語であること。 ・日本国内で販売され、他の地方自治体への納入実績があること。 |
| ガイド機能 | 日本語による音声ガイドと連動した液晶画面表示機能があること (胸骨圧迫や人工呼吸の回数、タイミング、電気ショック前のカウントダウンを表示) |
| 放電波形 | 二相性 |
| 電極パッド | ・異なる体型や体位に対応可能な形状であること。 ・未就学児(小児)と小学生~大人(成人)で同一のものを使用できること。(スイッチ等によるモード切替) |
| 環境要件 | 動作時温度-5℃~50℃ |
| 自動テスト機能 | ・毎日、AED本体・電極パッド・バッテリについてセルフテストを行い、 AEDの使用可否をステータスインジケータに表示し、目視で確認で きること。 ・リモート監視により、異常等がある際に即時連絡をすること。 |
| バッテリ | 本体装着後待機状態で4年以上有効であること。 |

2 付属品 (本体に標準で付属している場合は、仕様を満たすものとします。なお、常備されていることとする。)

| 携帯ケース | AED本体、電極パッド及び救急用品等一式を収納して携帯できるケ |
|---------|---------------------------------|
| | ースまたはバッグであること。 |
| 使い捨て除細動 | 本体接続済は除き予備パッド1組 |
| パッド | |
| 救急セット | タオル、ハサミ、蘇生用マウスピース、カミソリ、グローブ |
| | |
| 取扱説明書 | 薬機法上、添付が求められている文書を含む。 |
| | |

| | No. | 担当課 | 設置場所 | 所在地 | 台数 |
|-----------|-----|-------|----------------|-----------------------|-----|
| 市営保育園·幼稚園 | 1 | こども課 | 大和川保育園 | 大和川978 | 1台 |
| | 2 | こども課 | 西海保育園 | 水保1843 | 1台 |
| | 3 | こども課 | 糸魚川東保育園 | 東寺町2-4-2 | 1台 |
| | 4 | こども課 | 中央保育園 | 横町2-7-20 | 1台 |
| | 5 | こども課 | やまのい保育園 | 上刈1-14-1 | 1台 |
| | 6 | こども課 | 大野保育園 | 大野1980-1 | 1台 |
| | 7 | こども課 | 寺地保育園 | 寺地150-1 | 1台 |
| | 8 | こども課 | 田沢幼稚園 | 田海13−2 | 1台 |
| | 9 | こども課 | 青海幼稚園 | 青海675 | 1台 |
| | 10 | こども課 | 筒石保育園 | 筒石369-2 | 1台 |
| | 11 | こども課 | 能生保育園 | 能生6856-7 | 1台 |
| 民 | 12 | こども課 | おひさま保育園 | 小見890-3 | 1台 |
| 民営保育園 | 13 | こども課 | いずみ保育園 | 能生1170-30 | 1台 |
| 育 | 14 | こども課 | 木浦保育園 | 木浦3780 | 1台 |
| 園 | 15 | こども課 | はやかわ保育園 | 上覚33 | 1台 |
| 幼 | 16 | こども課 | いくみ保育園 | 田伏1208 | 1台 |
| 稚園 | 17 | こども課 | ひまわり保育園 | 寺島3-2-40 ヴィラオレッタ糸魚川2階 | 1台 |
| | 18 | こども課 | | 寺町1-7-12 | 1台 |
| | 19 | こども課 | 糸魚川カトリック天使幼稚園 | 中央2-1-40 | 1台 |
| 児童 | 20 | こども課 | 能生児童館 | 能生1180-2 | 1台 |
| 福 | 21 | こども課 | 糸魚川東児童クラブ室 | 東寺町2-4-1 | 1台 |
| 祉 等 | 22 | こども課 | 西海児童クラブ室 | 羽生1937 | 1台 |
| 施 設 | 23 | こども課 | ひすいの里総合学校 | 中央1-2-1 | 1台 |
| | | 健康増進課 | 糸魚川市保健センター | 南寺町1-1-7 | 1台 |
| | 25 | 生涯学習課 | 能生青年の館 | 能生519 | 1台 |
| | 26 | 都市政策課 | 駅北広場(キターレ) | 大町2-2-19 | 1台 |
| 14. | 27 | ガス水道局 | ガス水道局 | ーの宮1-3-5 | 1台 |
| | 28 | 消防本部 | 上早川分団第13部格納庫 | 中川原新田2478-3 | 1台 |
| | 29 | 消防本部 | 西海分団第22部格納庫 | 来海沢615-1 | 1台 |
| その | 30 | 消防本部 | 上町屋会館 | 蒲池2222 | 1台 |
| 他 | 31 | 消防本部 | 和泉公会堂 | 和泉50-12 | 1台 |
| 施設 | 32 | 消防本部 | 夏中会館 | 小滝5684-3 | 1台 |
| 叹 | 33 | 消防本部 | 中川原公民館 | 山之坊2740-12 | 1台 |
| | 34 | 消防本部 | 徳合公民館 | 徳合5342 | 1台 |
| | | 消防本部 | 仙納集落開発センター | 仙納1675 | 1台 |
| | | 消防本部 | 玉ノ木支館 | 市振1132-1 | 1台 |
| | - | 消防本部 | 上路支館 | 上路1027 | 1台 |
| | | 消防本部 | 青海西部分団第11部 格納庫 | | 1台 |
| 計 | | | | | 38台 |